

議第33号

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例の制定について
京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例
京都市横大路運動公園条例の一部を次のように改正する。
別表第1 供用時間の欄中「午後5時」の右に「(別に定める期間(以下「特定期間」という。)にあっては、別に定めるところにより、午後6時又は午後7時)」を加える。

別表第2 野球場(1面1時間につき)の項中「2,500」を「2,000」に改め、同表備考1中「午後5時までを」を「午後5時(洋弓場の特定期間における部分使用にあっては、別に定めるところにより、午後6時又は午後7時)までを」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

使用料の適正化を図る等の必要があるので提案する。